

法律の 現場から

132

38年前の 「大崎事件」 再審開始決定

弁護士 矢崎 暁子

鹿児島で、親族を殺害したとして有罪判決を受けた女性について、15年がかりの再審（裁判のやり直し）請求でようやく、6月28日に再審開始決定が出されました。

て出されたものでした。実はなんと、今の刑事裁判や再審請求では、警察・検察の持っている全ての証拠を強制的に弁護側に開示させる手続がありません。今回のように重要な事実を示す証拠もあるので、全ての証拠を必ず開示させるルールを作るべきです。

決め手は、遺体の写真の鑑定結果で、皮膚に首を絞めた跡が認められないということでした。ところがこの写真には、当時の裁判には出ておらず、今回の3回目の再審請求で初め

また、この元被告人の方は90歳です。一刻も早い再審開始を願います。

生活に関わるお悩み、気軽ににご相談ください

「くらし支える相談センター」 052-916-7702

平日13時～17時